

## 東御市規則第21号

### 東御市青少年健全育成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市青少年健全育成条例(平成19年東御市条例第21号。以下「条例」という。)第29条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

第2条 条例第12条第3項(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、東御市公告式条例(平成16年東御市条例第3号)第2条第2項の掲示場に掲示して行うものとする。

(有害図書類とみなされる図書類の内容)

第3条 条例第12条第4項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- ア 女性が大たい部を開いた姿態
- イ 女性が陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 男女間、同性間の愛ぶの姿態
- オ 女性の排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- ア 男女間、同性間の性交又は性交を連想させる行為
- イ 強姦<sup>ごうかん</sup>その他の陵辱行為
- ウ 変態性欲に基づく性行為

(有害がん具類とみなされるがん具類の形状等)

第4条 条例第13条第3項第1号の規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨脹させ、人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出等)

第5条 条例第16条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとし、当該届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し及び身分証明書
- (5) 自動販売機等管理者が第3項第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

2 前項第3号に規定する書類は、自動販売機等の設置場所提供に関する承諾書（様式第2号）に、同項第5号に規定する書類は、自動販売機等の管理に関する承諾書（様式第3号）によるものとする。

3 条例第16条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

4 条例第16条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第4号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 第1項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 第1項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 第1項第4号及び第5号に掲げる書類

5 条例第16条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第5号）によるものとする。

6 条例第16条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出の受理番号

- (2) 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける物品の種類
- (3) 販売又は貸付けの別
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

7 条例第16条第5項の自動販売機等登録簿は、様式第6号によるものとする。

（多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの）

第6条 条例第17条第1項第5号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(2) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で18歳未満の者が入学できるもの

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所

(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき重要文化財に指定され、又は有形文化財の登録をされた建造物

(5) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定に基づき長野県宝又は長野県有形民俗文化財に指定された建造物

(6) 東御市文化財保護条例（平成16年東御市条例第90号）の規定に基づき東御市指定有形文化財に指定された建造物及び東御市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成16年東御市条例第91号）の規定に基づく伝統的建造物群保存地区

(7) 前3号に掲げるもののほか、文化財保護法、文化財保護条例又は東御市文化財保護条例の規定に基づき指定、登録等をされた文化財で、多数の青少年の利用に供される施設として、市長が指定するもの

（除去命令）

第7条 条例第19条第1項の規定による命令は、様式第7号によるものとする。

（撤去命令）

第8条 条例第20条第1項の規定による命令は、様式第8号によるものとする。

（審議会の会長等）

第9条 条例第26条に規定する東御市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第11条 審議会の庶務は、東御市教育委員会生涯学習課において処理する。

( 立入調査員の指定 )

第12条 条例第28条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第9号)によるものとする。

( 補則 )

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条から第8条まで及び第12条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

自動販売機等設置届出書

年 月 日

( 届出先 )

東御市長

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕<sup>印</sup>

電話番号

次のとおり自動販売機等を設置したいので、東御市青少年健全育成条例第16条第 1 項の規定により届出します。

自動販売機等の設置場所	東御市 番地
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 氏 名 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名 ) 電話番号
自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類 ( 該当するものに 印 )	書籍 雑誌 絵画 写真 録音盤 ビデオテープ DVD CD - ROM 映画フィルム スライド用フィルム がん具 器具 その他 ( )
自動販売機等の名称、型式及び製造番号	
販売又は貸付開始年月日	年 月 日
自動販売機等管理者	住 所 氏 名 電話番号
地域住民等との協議等	有 ・ 無
添付書類 1 届出者の住民票の写し ( 法人にあっては、その法人の登記事項証明書 ) 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図 ( 縮尺50,000分の 1 及び1,500分の 1 を 1 枚 ) 3 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納している物品について承諾していることを証する書類 4 自動販売機等管理者の住民票及び身分証明書 5 自動販売機等管理者が東御市青少年健全育成条例施行規則第 5 条第 3 項及び第 4 項の要件を満たすことを証する書類	

様式第2号（第5条関係）

自動販売機等の設置場所提供に関する承諾書

私は、次の自動販売機等に関し、東御市  
の  
場所を提供することを承諾します。

自動販売機等に収納するものの種類（該当するものに 印）

書籍 雑誌 絵画 写真 録音盤 ビデオテープ DVD  
CD-ROM 映画フィルム スライド用フィルム がん具  
器具 その他（ ）

年 月 日

自動販売機等設置場所提供者

住 所

氏 名

印

（ 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 ）

電話番号

様式第3号（第5条関係）

自動販売機等の管理に関する承諾書

私は、東御市青少年健全育成条例に定める自動販売機等管理者として、次に設置する自動販売機等の管理（有害指定図書類等の撤去義務、立入調査の立会い等）を行うことを承諾します。

- 1 設置場所 東御市
- 2 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- 3 自動販売機等に収納するものの書類（該当するものに 印）

書籍 雑誌 絵画 写真 録音盤 ビデオテープ DVD  
CD-ROM 映画フィルム スライド用フィルム がん具  
器具 その他（ ）

年 月 日

自動販売機等管理者

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕

電話番号

様式第4号(第5条関係)

自動販売機等届出事項変更(廃止)届出書

年 月 日

(届出先)

東御市長

届出者 住所

氏名

®

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり自動販売機等の届出に係る事項を変更(使用を廃止)したいので、東御市青少年健全育成条例第16条第3項の規定により届出します。

自動販売機等の設置場所	東御市	番地
自動販売機等の名称、型式及び製造番号		
変更事項		
変更前		
変更後		
変更年月日	年 月 日	
廃止年月日	年 月 日	

注 自動販売機等の設置場所を変更した場合は、自動販売機等の設置場所欄には、変更前の設置場所を記載すること。

(添付書類)

- 届出者の氏名、住所及び電話番号(名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更の場合 届出者の住民票の写し(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)
- 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更の場合
  - 自動販売機等の設置場所付近の見取図(縮尺50,000分の1及び1,500分の1を1枚)
  - 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納している物品について承諾していることを証する書類
- 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更の場合
  - 自動販売機等管理者の住民票及び身分証明書
  - 自動販売機等管理者が東御市青少年健全育成条例施行規則第5条第3項及び第4項の要件を満たすことを証する書類



様式第5号(第5条関係)

自動販売機等届出済証

13 センチメートル以上	自動販売機等の設置 場所	
	図書がん具類等自動 販売業者	住所 氏名 電話番号
	自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号
	設 置 年 月 日	年 月 日
		16センチメートル以上

様式第6号(第5条関係)

自動販売機等登録簿

届出年月日・受理番号		年 月 日	第 号
設置年月日		年 月 日	
自動販売機等設置場所			
自動販売機等に収納する 物品の種類		書籍 雑誌 絵画 写真 録音盤 ビデオテープ DVD CD-ROM 映画フィルム スライド用フィルム がん具 器具 その他( )	
販売又は貸付けの別			
自動販売機等 の名称、型式 及び製造番号	名 称		
	型 式		
	製造番号		
図書がん具等 自動販売業者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
自動販売機等 の設置場所の 提供者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
自動販売機等 管理者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
備 考			
		-----	
		-----	

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕

東御市青少年健全育成条例第19条第1項の規定により、下記の 類の除去を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東御市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は東御市長となります。）提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

東御市長



記

- 1 有害図書類又は有害がん具類を収納する自動販売機等の設置場所
- 2 有害図書類又は有害がん具類を収納する自動販売機等の機種、製造番号等
- 3 有害図書類又は有害がん具類の種類及び書名、作品名、商品名等
- 4 理由
- 5 措置期限 年 月 日

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕

東御市青少年健全育成条例第20条第 1 項の規定により、下記の自動販売機等の撤去を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法 ( 昭和37年法律第160号 ) 第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東御市長に対して異議申立てをすることができます ( なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。 ) 。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として ( 訴訟において市を代表する者は東御市長となります。 ) 提起することができます ( なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分の日の翌日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ) 。ただし、上記の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

東御市長



記

- 1 自動販売機等の設置場所
- 2 自動販売機等の機種、製造番号等
- 3 理由
- 4 措置期限 年 月 日

様式第9号（第12条関係）

（表面）

立 入 調 査 員 証		第 号
<p>次の者は、東御市青少年健全育成条例第28条第1項に規定する立入調査の権限を有する職員であることを証明する。</p>		
写真	印	所 属 職 名 氏 名 生年月日
		年 月 日交付
		東御市長 <span style="float: right;">印</span>

（縦5.4cm、横9.1cm）

（裏面）

東御市青少年健全育成条例抜粋		No.
<p>（立入調査等）</p> <p>第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、営業を行っている時間内に、図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを営む者の営業の場所又は図書類若しくはがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>		